

# 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 ふぐ処理者（第三条―第十二条）
- 第三章 ふぐ処理施設及び営業者（第十三条―第二十条）
- 第四章 削除
- 第五章 ふぐの販売（第二十三条・第二十四条）
- 第六章 雑則（第二十五条―第二十七条）
- 第七章 罰則（第二十八条―第三十一条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、ふぐの取扱い等について必要な事項を定め、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって食用に供するふぐの安全性を確保することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ふぐの処理 食用に供することができるふぐについて、肝臓、卵巣その他人の健康を損なうおそれがある部位（以下「有毒部位」という。）を除去し、又は塩蔵処理を行うことにより人の健康を損なわないようにすることをいう。
- 二 ふぐ処理者 ふぐの処理に従事することができる者として知事の免許を受けた者をいう。
- 三 ふぐ処理施設 ふぐの処理を業として行うことができる施設として第十三条に規定する知事の認定を受けたものをいう。
- 四 営業者 第十三条に規定する知事の認定を受けて、ふぐ処理施設を経営する者をいう。

### 第二章 ふぐ処理者

#### （ふぐ処理者免許）

第三条 ふぐ処理者になろうとする者は、知事のふぐ処理者免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

2 免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

- 一 次条に規定するふぐ処理者試験に合格した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として規則で定める者

#### （ふぐ処理者試験）

第四条 ふぐ処理者試験は、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するためにふぐ処理者として必要な知識及び技能について、知事が毎年一回以上実施する。

### 第五条 削除

#### （免許を与えない場合）

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

- 一 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの処理ができない者
- 二 精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 三 第十条第一項第三号又は第二項の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

#### （免許証の交付）

第七条 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

#### （免許証の再交付）

第八条 ふぐ処理者は、規則で定める免許証の記載事項に変更があったとき、又は免許証を亡失し、若しくは毀損したときは、速やかに、免許証の再交付を知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、免許証を再交付するものとする。

3 ふぐ処理者は、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

#### （免許証の返納）

第九条 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、同居の親族、その他の同居者又は営業者は、速やかに、当該免許証を知事に返納しなければならない。

(免許の取消し等)

第十条 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該免許を取り消すものとする。

- 一 第三条第二項第二号に規定する者に該当しなくなった場合
  - 二 第六条第一号又は第二号に規定する者に該当するに至った場合
  - 三 詐欺その他不正な手段により免許を取得した場合
- 2 知事は、ふぐ処理者が第十二条第一項又は第二項の規定に違反したときは、当該免許を取り消し、又は期間を定めて当該免許の効力を停止することができる。
- 3 ふぐ処理者は、前二項の規定により免許を取り消されたときは、当該処分があったことを知った日から五日以内に、当該免許証を知事に返納しなければならない。

(ふぐの処理の従事制限)

第十一条 ふぐ処理者以外の者（前条第二項の規定により免許の効力を停止された者を含む。）は、ふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理施設において、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理を行う場合は、この限りでない。

(ふぐ処理者の義務)

第十二条 ふぐ処理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第二十三条ただし書に該当する場合を除き、ふぐの処理を終えたふぐ以外のふぐを販売しないこと。
  - 二 ふぐ処理施設以外の場所で、ふぐの処理に従事しないこと。
  - 三 有毒部位を除去するに当たっては、次に掲げる事項
    - イ 有毒部位を的確に除去し、除去した後の可食部位及びふぐの処理に使用した調理台、まな板、包丁等は、十分に洗浄すること。
    - ロ 除去した有毒部位は、他の食品又は廃棄物に混入しないように施錠できる専用の不浸透性の容器に保管すること。
    - ハ ロの規定により保管した有毒部位は、塩蔵処理を行うものを除き、焼却等衛生上の危害が生じない方法で確実に処分すること。
    - ニ 凍結及び解凍に伴い、ふぐの毒が筋肉部へ移行し、残留することを防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
      - (1) 食用に供することができるふぐを凍結する場合は、急速凍結法により行うこと。
      - (2) 食用に供することができるふぐを解凍する場合は、流水等を用いて速やかに行い、解凍後は直ちにふぐの処理に供し、再凍結は行わないこと。
  - 四 有毒部位の塩蔵処理を行うに当たっては、次に掲げる事項
    - イ 原料であるふぐの卵巣又は皮をふぐ処理施設以外の場所に搬送されることがないように管理すること。
    - ロ 塩蔵処理は、卵巣にあっては二年以上、皮にあっては六月以上行うこと。
    - ハ 塩蔵品（ロの塩蔵処理を行ったものをいう。）は、出荷前にロットごとの毒性検査を行い、毒力を有さないことを確認の上、出荷すること。
    - ニ ハの毒性検査の結果及び当該塩蔵品の出荷に関する記録を作成し、これらを出荷した日から一年間保存すること。
  - 五 食用に供することができないふぐを発見したときは、知事に速やかに報告し、その指示を受けること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、ふぐの毒に起因する食中毒を防止するために必要な規則で定める事項
- 2 ふぐ処理者は、免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 ふぐ処理者は、免許証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第三章 ふぐ処理施設及び営業者

(ふぐ処理施設の認定)

第十三条 ふぐ処理施設を經營しようとする者は、施設ごとに知事に申請し、その認定を受けなければならない。

(ふぐ処理施設の認定基準等)

第十四条 知事は、前条の規定に基づく申請があった場合において、当該申請に係る施設が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、ふぐ処理施設の認定をするものとする。

- 一 施設ごとに専任のふぐ処理者が置かれていること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、ふぐの食中毒の発生を防止するために必要な基準であつて規則で定めるもの
- 2 知事は、前項の規定によりふぐ処理施設の認定をしたときは、ふぐ処理施設認定書（以下「認定書」という。）を交付する。

(認定の取消し等)

第十五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ふぐ処理施設の認定を取り消すものとする。

- 一 営業者が詐欺その他不正な手段により認定を受けた場合
  - 二 営業者が第二十条第一項又は第二項の規定に違反した場合
  - 三 第三項第一号又は第二号に該当することにより、当該ふぐ処理施設においてふぐの処理を禁止された日から三年を経過しても専任のふぐ処理者が置かれない場合
- 2 営業者は、前項の規定により認定を取り消されたときは、当該処分があつたことを知った日から五日以内に、認定書を知事に返納しなければならない。
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ふぐ処理施設におけるふぐの処理に係る業務を禁止し、又は期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。
- 一 当該ふぐ処理施設に置かれたすべての専任のふぐ処理者について第九条の規定により免許証が返納された場合
  - 二 当該ふぐ処理施設に置かれたすべての専任のふぐ処理者について第十条第一項又は第二項の規定により免許を取り消された場合
  - 三 当該ふぐ処理施設に置かれたすべての専任のふぐ処理者について第十条第二項の規定により免許の効力を停止された場合
  - 四 営業者又はふぐ処理施設の業務に従事する者が第二十三条の規定に違反した場合

(地位の承継)

第十六条 営業者が当該営業を譲渡し、又は営業者について相続、合併若しくは分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、当該営業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該営業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、速やかに、その事実を証する書面を添えて、認定書の交付を知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があつたときは、認定書を交付するものとする。

(認定書の再交付)

第十七条 営業者は、認定書の記載事項に変更があつたとき、又は認定書を亡失し、若しくは毀損したときは、速やかに、認定書の再交付を知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、認定書を再交付するものとする。
- 3 営業者は、認定書の再交付を受けた後、亡失した認定書を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

(変更の届出)

第十八条 営業者は、専任のふぐ処理者に変更があつたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第十九条 次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、当該各号に掲げる者は、その日から十日以内に知事にその旨を届け出るとともに認定書を返納しなければならない。ただし、第十六条第一項の規定により営業者の地位を承継する場合は、この限りでない。

- 一 営業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 同居の親族又はその他の同居者
- 二 営業者が法人であって、その法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 営業者について破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人
- 四 営業者が法人であって、その法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 ふぐ処理施設を廃止した場合 営業者であった個人又は営業者であった法人を代表する役員（営業者の義務）

第二十条 営業者は、ふぐ処理施設において、ふぐ処理者にふぐの処理を行わせなければならない。ただし、当該ふぐ処理施設において、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理を行わせる場合は、この限りでない。

- 2 営業者は、認定書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 営業者は、認定書を当該ふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

#### 第四章 削除

第二十一条及び第二十二条 削除

#### 第五章 ふぐの販売

（ふぐの販売等）

第二十三条 ふぐは、ふぐの処理を終えたものでなければ、食品として販売の用に供してはならない。ただし、次に掲げる者が、ふぐの処理を終えていないふぐであって、食用に供することができるものをそれらの者に販売する場合は、この限りでない。

- 一 ふぐ処理者
- 二 営業者
- 三 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けた者であって、規則で定めるもの

第二十四条 削除

#### 第六章 雑則

（報告の徴収及び立入検査）

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理者又は営業者その他の関係者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は食品衛生監視員（食品衛生法第三十条に規定する食品衛生監視員をいう。次項において同じ。）に、ふぐ処理施設に立ち入り、業務の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする食品衛生監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第二十六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第三条第一項に基づく免許を申請する者  
ふぐ処理者免許申請手数料 四千六百元
- 二 第四条に基づくふぐ処理者試験を受けようとする者  
ふぐ処理者試験手数料 一万八千四百元
- 三 第八条第一項に基づく免許証の再交付を申請する者  
ふぐ処理者免許証再交付申請手数料 二千九百元
- 四 第十三条に基づくふぐ処理施設の認定を受けようとする者  
ふぐ処理施設認定申請手数料 四千六百元
- 五 第十六条第二項に基づく認定書の交付を申請する者  
ふぐ処理施設認定書交付申請手数料 二千九百元
- 六 第十七条第一項に基づく認定書の再交付を申請する者  
ふぐ処理施設認定書再交付申請手数料 二千九百元

（委任）

第二十七条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 第七章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の規定に違反した者
- 二 第十二条第一項第一号の規定に違反した者
- 三 第十三条の規定による認定を受けないで、ふぐ処理施設を経営した者
- 四 第二十条第一項の規定に違反した者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項第二号から第五号までの規定に違反した者
- 二 第十二条第二項の規定に違反した者
- 三 第二十条第二項の規定に違反した者
- 四 第二十三条の規定に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第三項の規定に違反した者
- 二 第十三条の規定に基づく申請の申請事項について、虚偽の記載をして同条の認定を受けた者
- 三 第十九条第二号から第五号までに掲げる場合であつて、同条に規定する期間内に認定書を返納しなかった当該各号に掲げる者
- 四 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条、第二十九条第一号、第三号及び第四号並びに前条第二号及び第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第四章並びに第三十条第四号及び第三十一条（第三十条第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に知事が認める講習会の修了者であつて、ふぐの調理を業としている者は、この条例の施行の際に第三条第一項の免許を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（平成十四年埼玉県条例第八十号）による改正前の食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）第四条第一項の規定による届出をした者は、この条例の施行の日から一年間は、当該届出をした施設について第十三条の規定による認定を受けたものとみなす。その者がその期間内に当該認定の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく認定に関する処分がある日まで、同様とする。

##### 附 則（平成十六年二月六日条例第一号）

この条例は、平成十六年二月二十七日から施行する。

##### 附 則（平成十六年十二月二十一日条例第六十三号）

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

##### 附 則（平成二十八年三月二十九日条例第二十七号）

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした加工製品（改正前の第二十四条に規定する加工製品をいう。次項において同じ。）の表示については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にする加工製品の表示（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号。以下この項において「府令」という。）附則第四条又は第五条の規定によりなお従前の例によりする加工食品（府令

第二条第一項第一号に規定する加工食品をいう。ただし、平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、若しくは輸入されるもの（業務用加工食品（同項第三号に規定する業務用加工食品をいう。以下この項において同じ。）を除く。）又は同日までに販売される業務用加工食品に限る。）又は生鮮食品（府令第二条第一項第二号に規定する生鮮食品をいう。ただし、平成二十八年九月三十日までに販売されるもの（業務用生鮮食品（同項第四号に規定する業務用生鮮食品をいう。）を除く。）に限る。）に係る表示に限る。）については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月十九日条例第二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年十月十五日条例第十号）

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日条例第二十二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第十三条の規定によりふぐ取扱施設の認定を受けている者に対する改正後の第十四条第一項並びに第十五条第一項及び第三項の規定の適用については、当該施設に係る食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可に係る同条第三項の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二十九日条例第十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第四章 ふぐ提供施設（第二十一条・第二十二号）」を「第四章 削除」に改める部分に限る。）、第二条第二号を削る改正規定、同条第三号の改正規定（同号を同条第二号とする部分に限る。）、同条第四号の改正規定（「及びふぐの提供」を削る部分及び同号を同条第三号とする部分に限る。）、同条第五号を削る改正規定、同条第六号の改正規定（同号を同条第四号とする部分に限る。）、第十二条第一項第一号の改正規定（「第二十三条第一項ただし書」を「第二十三条ただし書」に改める部分に限る。）、第十五条第三項各号列記以外の部分の改正規定（「若しくはふぐの提供」を削る部分に限る。）、第四章の改正規定、第二十三条第一項の改正規定（「ふぐ調理師、営業者及び次項の規定により届出を行った者が次に掲げる者に」を「次に掲げる者が」に改める部分及び「ものを」の下に「それらの者に」を加える部分に限る。）、同条第二項を削る改正規定、第二十五条第一項の改正規定（「、営業者又は第二十一条第一項の規定による届出をした者」を「又は営業者」に改める部分及び「若しくはふぐ提供施設」を削る部分に限る。）、第三十条及び第三十一条の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項の規定によりふぐ調理師免許を受けている者は、改正後の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第一項の規定によりふぐ処理者免許を受けた者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第四条のふぐ調理師試験に合格している者は、新条例第四条のふぐ処理者試験に合格した者とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第七条の規定により交付を受けているふぐ調理師免許証は、新条例第七条の規定により交付を受けたふぐ処理者免許証とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に旧条例第十三条の規定により認定を受けているふぐ取扱施設は、新条例第十三条の規定により認定を受けたふぐ処理施設とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第十四条第二項の規定により交付を受けているふぐ取扱施設認定書は、新条例第十四条第二項の規定により交付を受けたふぐ処理施設認定書とみなす。
- 7 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年十月十七日条例第三十一号）

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の第十六条の規定は、この条例の施行の日前に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

附 則（令和六年十二月二四日条例第五十号）

この条例は、令和七年六月一日から施行する。